

議案第37号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則について

平成29年9月28日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西正泰

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年9月28日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第8号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年豊橋市条例第29号）の施行期日は、平成29年11月5日とする。